

始
◀

時240
145

緒 言

— 目 次 —

嚮きに昭和十五年天保義舉
百年祭に於ける莊内天保義民
塔建設除幕式の際には勿卒に
して、漸く莊内天保義舉百年祭
を印刷して頒布せしが、今回二
十枚の義民の
面を撮影し、其
他處々増訂して「莊内天保義
民の面影」として印刷するに
至れるものなり

- | | |
|--------------------|-------|
| 一、龍澤山善寶寺略縁起 | |
| 二、莊内天保義舉繪額の
由來 | |
| 三、天保義民繪畫寫眞と
説明 | |
| 四、天保義民の行動と教
育勅語 | |
| 五、莊内天保義民塔寫眞
塔記 | |



一、龍澤山善寶寺略縁起

龍澤山の守護、龍宮兩大龍王出現して、茲に一千年の春秋を迎へ、其靈往古にゆづらず山門日を追ふて昌んに、年々參拜者十萬人を過ぎ、末寺三十九ヶ寺を有し、常住大衆四十員を容れ、靈山の法燈赫灼として輝きを増し、世代を重ねる事三十九代に及ぶ。

抑龍澤山は曹洞宗大本山總持寺直末の名刹にて、今を距る事一千天慶天曆の頃、羽州田川郡黃金村に妙達上人と稱する高僧ありて、州の龍華寺に住して法華經を誦するを以て常行とす、時に二龍あり形を變じ來りて誦經の法筵に侍べる、是れ天慶二年の事なり。

花園天皇の延慶年中總持寺二祖峨山紹碩禪師、太守藤原義範の請をうけ錫を龍華寺の舊址に卓し四方の道俗を提化し給ふ、二龍再び姿を現して屢々法要を聞く、後峨山禪師七世の法孫、太平淨椿禪師乃祖の遺志を繼承して大に宗風を振ひ、龍華寺を復興して一大禪林と爲す、三度龍王の奇瑞あり身を池中に藏す、忽ちにして迅雷烈風天地を震動し二龍婉々として空際に隱見す、是れより龍澤山善寶寺と稱するに至り、龍王殿を創建せり、二龍藏身の池は寺を距る約五丁、世人貝喰池と稱せり。

天明六年有栖川宮深く二尊の靈徳に歸崇あらせられ、特旨を以て御紋付紫御幕二張並に御挑燈等を寄贈し永く御祈願所と定め給はり、後善寶寺、龍王殿の額二つを賜はる。其他九條關白、鷹司左大臣中山大納言等の堂上人深く歸仰あらせらる。航海、漁業に從事する者は、其靈驗誠に顯著にして、夫等に關係ある地方の祈願者の滯在して祈願するもの年々多きを加ふ。

諸建造物には、本堂と庫裡、龍王殿、五百羅漢堂、山門、五重塔、龍華庵、觀音堂、專門僧堂、龍鳳閣等あり、其構造目を驚かすに足れり。五百羅漢堂の柱頭、梁間の大鳳凰、其他總門、山門の彫刻の妙は結構を極む、其の技術者は本縣西田川郡念珠關村大岩川の巨匠劍持嘉右衛門正文の丹誠を注ぎ大成したる物なり。

寶物としては後水尾院及び光明皇后の御宸筆、高祖道元、弘法大師の筆蹟、有栖川宮關係のもの、李龍眠、兆殿司の繪畫等無慮數十百種稀世の珍奇なるもの多し。近く寶物殿の建築に着手の豫定にて同時に天保義民の資料を集め記念館を併置する計畫なり。今回莊内天保義民塔除幕式を舉ぐるに當り清野鐵臣氏が多年苦心して蒐集せし資料全部を將來の記念館に寄贈せり。

二、莊内天保義舉繪額の由來

昭和十二年九月仙臺市に設けられたる全國博物館大會へ出席の歸途山形に立寄り、商業學校教頭松本隆文氏を訪ふて令嬢と村山紅果先生筆の畫を覗て豫て計畫せる善寶寺に納むる繪畫の額面に揮毫を依頼せんかと色紙に認めたるもの乞ひ求め、善寶寺帶谷方丈師に謀り承諾を得、後十四年二月方面委員聯盟會にて出形の際松本氏宅に畫家村山紅果氏、書家商業學校の小峯柳村氏相會し協議を凝らし尙數回文章の往復と其度毎に帶谷師と協議を經、漸く義舉百年記念祭前に完成を視るに至る。二十枚の繪畫選擇と説明とは予自ら其任に當る。

抑本事業は帶谷玄明師の大なる同情に因りて成功せるものにて、此經費は後に莊内二市三郡の莊内天保義舉百年記念事業費より補助せられたり。

清野鐵臣識

三、天保義民繪畫寫眞と説明

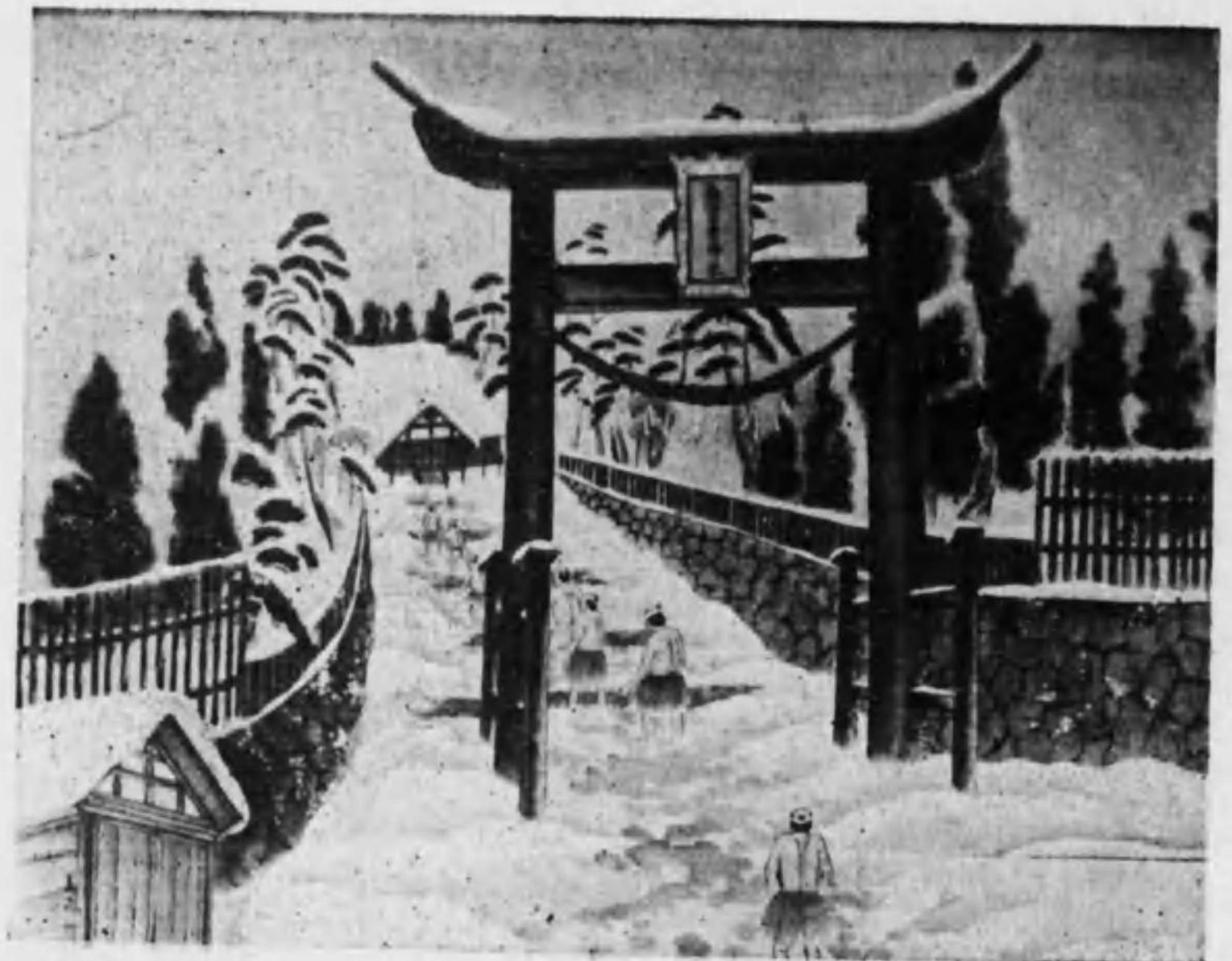
①西郷組十二人江戸え歎願一番
登りの圖

京田通西郷組本間辰之助の首唱によりて、組内より百姓總付として十二名一番登りとして、轉封御沙汰御達の翌月十二月十日江戸着、庄内定宿馬喰町大松屋に滞在して、歎願書を幕僚に捧げんとせしが、宿主人の密告によりて、藩吏に護送せられて藩邸に引き入れられたり。

一番登り人名

菱津甚太郎	同	九兵衛
下興屋重治郎	馬町伊助	
長崎仁兵衛	辻與屋嘉右衛門	
西茅原太郎吉	黒森彦右衛門	
宮野浦佐助	中野京田徳右衛門	
林崎同	傳兵衛太郎	
	彦右衛門伴	





二二三

② 鮑海郡の十一人江戸城外にて
駕籠訴の圖

正月廿日鮑海郡十一人御下城先へ駕籠訴をなせり。

遊佐郷 中島村 信右衛門
荒瀬郷 市ノ坪村 彦四郎

御大老井伊掃部頭へ

遊佐郷 上ノ新田

荒瀬郷 館内

善藤三郎

御老中水野越前守へ

遊佐郷 鹿野澤治右衛門

中島三郎左衛門

長藤四郎

御老中脇坂中務大輔へ

遊佐郷 八日町

同中島

御老中太田備後守へ

平田郷 手藏田

同今泉

長兵四郎

③ 黒森の若者鎮守山王社へ裸詣

の圖

御國替御沙汰ありし後は、領内舉りて神社佛閣に祈願をこらせしが、わけて熱誠なる西郷組黒森村の若き者六七十人は、閏正月十四日の夜吹雪を冒し村南の清水又は赤川にて垢離をとり、鎮守の山王社へ裸詣をなせり。其翌十五日の夜、村の代表者等は、鶴ヶ岡と酒田との山王社へ其處の井戸水にて垢離をとりて、裸詣をなせり。



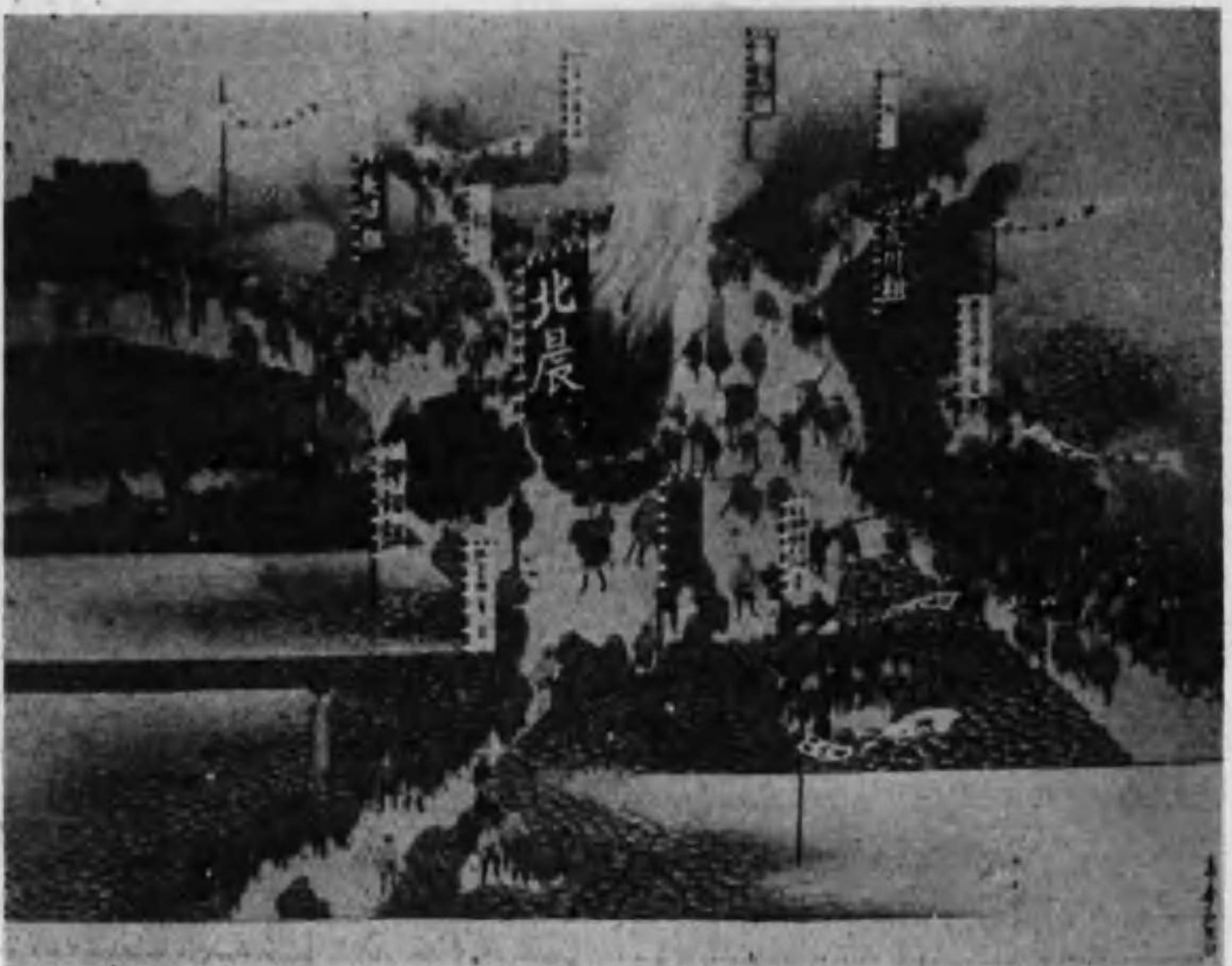
⑤ 石山平内の未亡人深更鶴ヶ岡
へ飛脚に出づる圖

元西郷組大庄屋石山平内の女房は、夫の死後本間辰之助宅の脇に小屋を造り隠居せり。三月二日玉龍寺文隣和尚は、舊檀家の緣故にて同女の家に一泊し、辰之助方へ行き夜更くる迄談合し、歸りて鶴ヶ岡七日町加茂屋まで飛脚を頼み度趣述べし處、同女は此の深夜に人もなし妾自ら行かんと云ふ、再三留めしに妾悲しくも男の身ならぬは江戸に御供叶ふべくもなし、此の時節柄聊御用を達せんと蓑笠をつけ短刀を腰にし、風雨を厭はず、二里餘の道を午前三時頃使して、六時前加茂屋と同道歸宅せり。最初、本間辰之助へ歎願運動を勧めしも此の後家にて、烈女なり。



④ 江地の權次郎娘を遊女に出し
て歎願江戸登りの圖

遊佐郷江地の權次郎は三年前女房に別れ、娘二人を養育せるが、御轉領御沙汰以來晝夜相歎き、數代御厚恩を蒙りしを何とか報い奉り度考ふる中、隣の玉龍寺文隣和尚が江戸に登るを聞き、拾七歳の姉娘に農事をまかせ拾五歳の次女を和尚の世話にて酒田今町のよし屋へ遊女奉公に頼み、金壹兩貳歩を借り江戸に登り、目出度訴願を遂げたり。又よし屋主人は義に感じ御永城の後、次女を歸したりといふ。

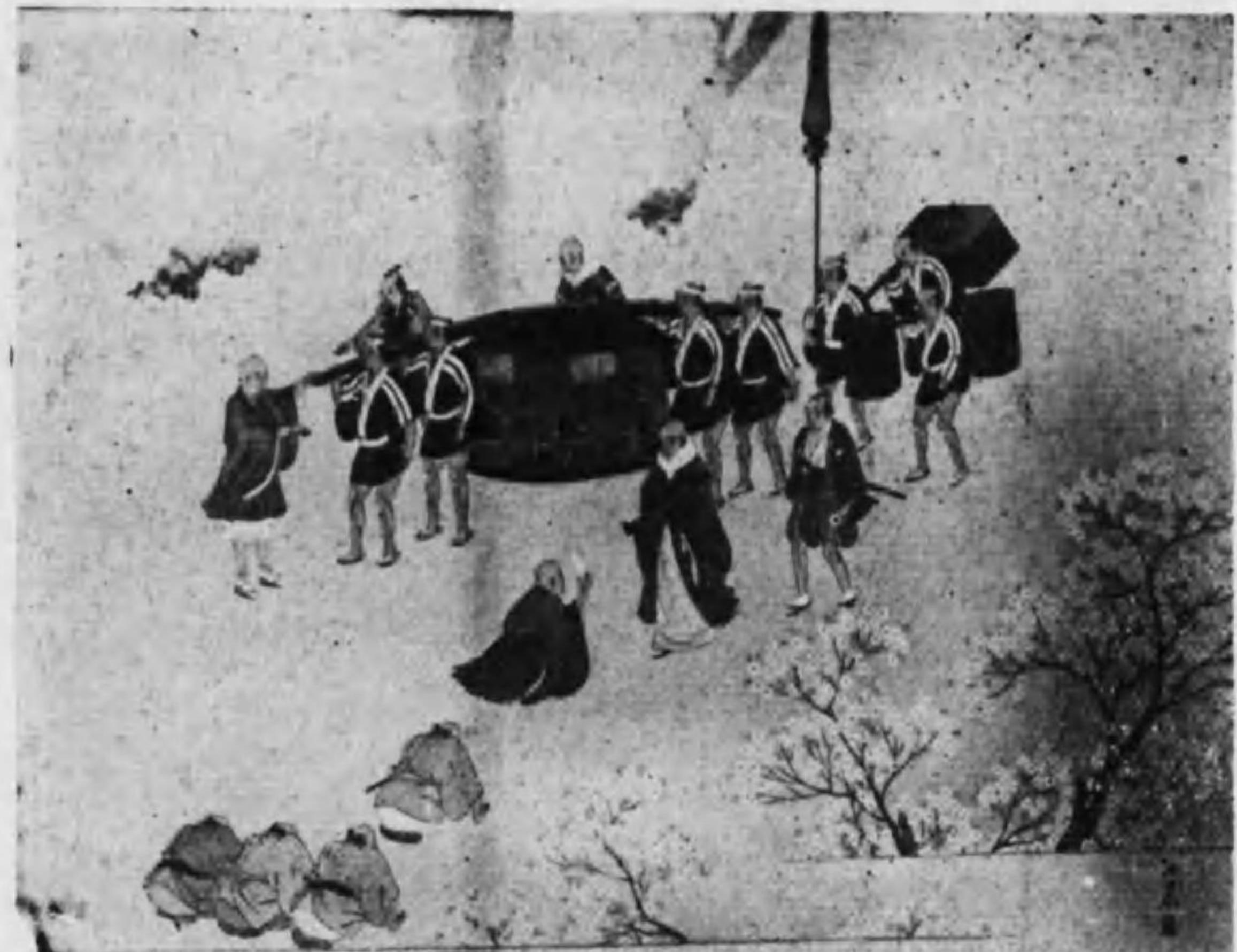


⑦ 中川通上藤島六所へ大集會の
圖

四月廿五日の暮方より次々繰出し、鉦、太鼓、螺貝を鳴し手に手に携へし松明の火炎天をこがせり。思ひ思ひの持旗打ち靡かせ、我劣らじと上藤島六所に駐寄せる有様、目を驚かす許りなり。建札の法令を能く守り、村々列を正し集會の態中々凡人の仕業と見えず、人皆奇異の思をなせり。初更に一萬餘人打ち寄せたり。

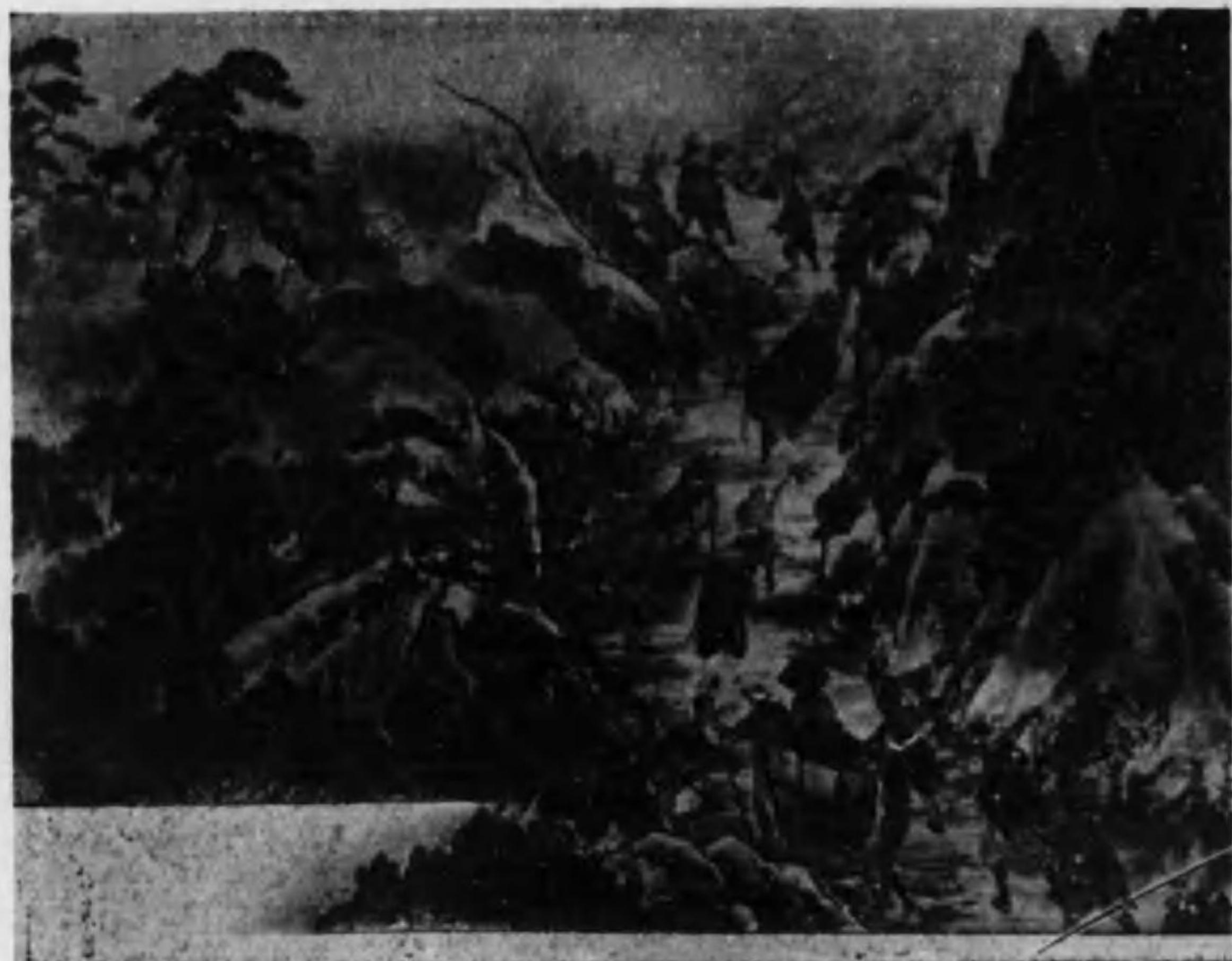
法 令 建 札

- 一、田畠踏ちらし申間敷事
- 一、御役人中へ致不敬間敷事
- 一、喧嘩口論は勿論騒々敷致間敷火の元嚴重入念可レ申事
- 一、何事に不レ寄一分の所存相立不レ申心付候儀は大旗の處へ罷出可レ致沙汰事
- 一、酒一切可レ爲無用行來之節親類縁者たり共立寄酒飯等無心致間敷事
- 右之條々堅相守可レ申候若相背者於レ有レ之は捕押へ大旗の所へ指出可レ申者也



⑥ 玉龍寺文隣和尚上野執當龍王
院に歎願の圖

三月二十二日早朝より、寺僧並附添の百姓一同上野近邊へ罷越、大勢にては餘り人目立ち不レ宜とて、觀音寺理安和尚、玉龍寺文隣和尚が、平田郷の百姓同道にて山内へ入り、執當龍王院御出籠の折を見計ひ、清水寺御門外にて兩人御駕籠へ縋り御願の趣申上候處附添役人に兩三度押抜けられ候得共、漸く御駕籠へ取縋り願書押入れ候處、御駕籠の中にて願書取受け候趣仰せ聞けられ候。

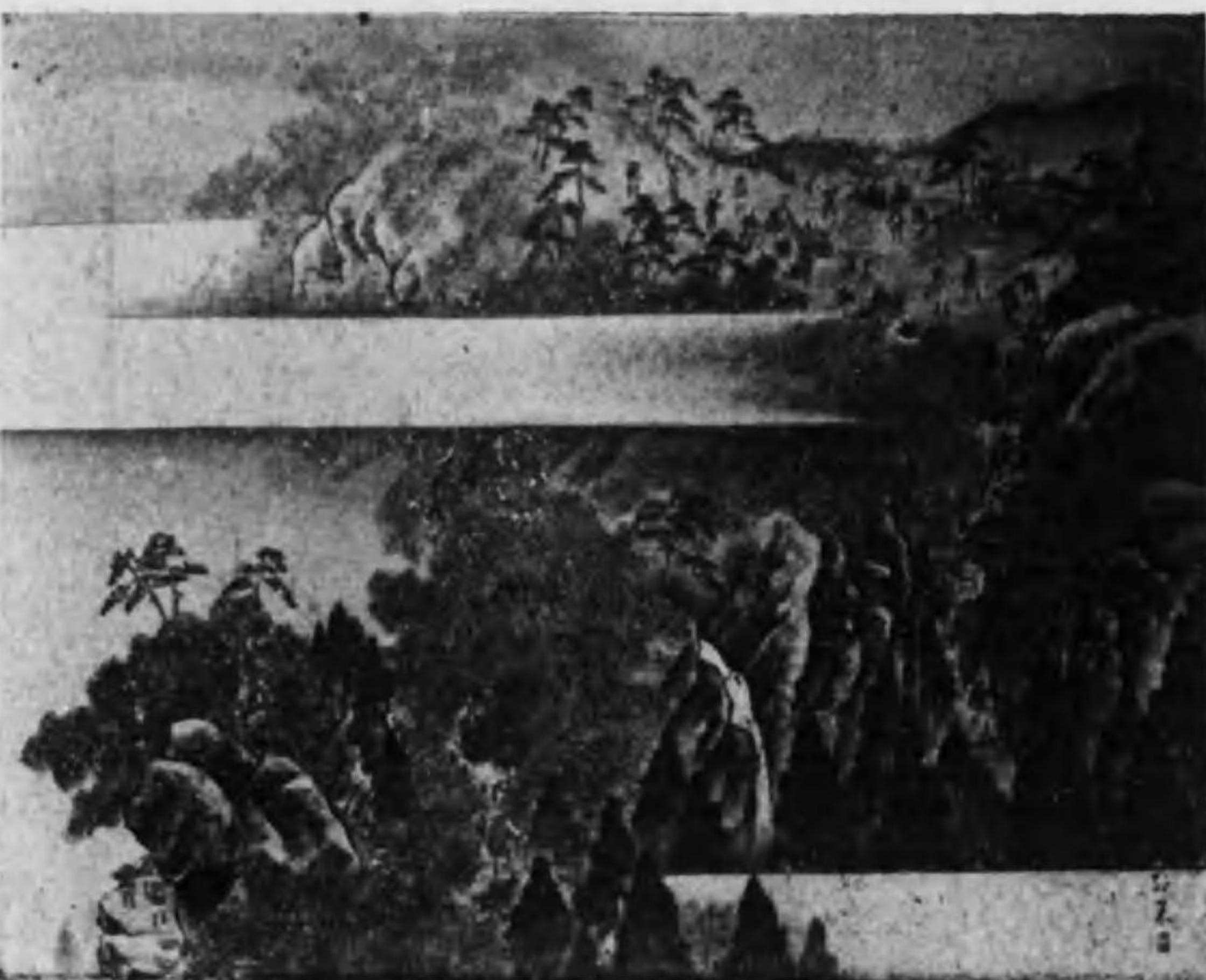


⑨ 大登り差止の爲六十里越追掛
の圖

五月二日書過ぎ、守右衛門御呼出登城致候處、
兩郡百姓共追々數百人、愁訴の爲江戸へ罷登候由
相聞え以ての外の事に付、今より出立途中にて追
付候は、是非引退かせ候様若途中にて留兼候は、
江戸迄罷登り役處にて何分御差圖を得取計候様、
御家老竹内八郎右衛門御逢の上委細仰せ含められ
候。

御郡奉行 相良 文右衛門
下役一人 内役一人
御代官 石井 守右衛門
黒谷 伊兵衛
内役二人 手付納方二人
大庄屋 太田 與三郎
肝煎一人 小者一人

右夜道を六十里越より追掛く。



⑧ 鍋趣向にて青澤升田登の圖

四月中旬川越より役人八人と三十人許の手廻にて、清川口より入來りければ、百姓等大に騒ぎ出し、誰いふとなく鍋趣向と號し、五人十人を一組として、鍋二枚白米五六升宛を背負ひ、鹽味噌等をも用意して江戸登りを志し、五月朔日二日には不レ残國境を越えんと、三百餘人姿をかへ夜にまぎれて出でぬ。忍びの事なれば提燈松明も持つ事ならず、新庄領に出でんとして青澤、升田の澤づたひ不案内の山越なれば、路踏み迷ひて二三夜も野宿せり、ことに二日の夜は雨降りて艱苦言はん方なし。



⑪ 大登りの者仙臺領岩手山にて
差止の圖

五月七日歎願登り三百餘人岩手山に集る。川向
御城下入口へ伊達彈正様御裝束、黒縮緬、紺雲形
綾子、菅笠にて御出馬、御家老を以て仰せ聞けら
れけるは、主人彈正へ委細の趣申聞え候處、神妙
之儀に付相通さるべきも、國法と申す儀あり、勝
手には罷通し難き儀に付差控候様、尤も空腹凌ぎ
の爲彈正方にて、夫々申付置候に付其段承知一同
へ能く申通じ候様にとあり、止む無く解散せるも
窮に出府を圖る者多し。



⑩ 日光山六峯越難澁の圖

愁訴登の節五月五日の夜

十文字村 伊之助、彌右衛門、伊惣右衛門
傳助

三本木村 平内

横山村 治左衛門、丹藏

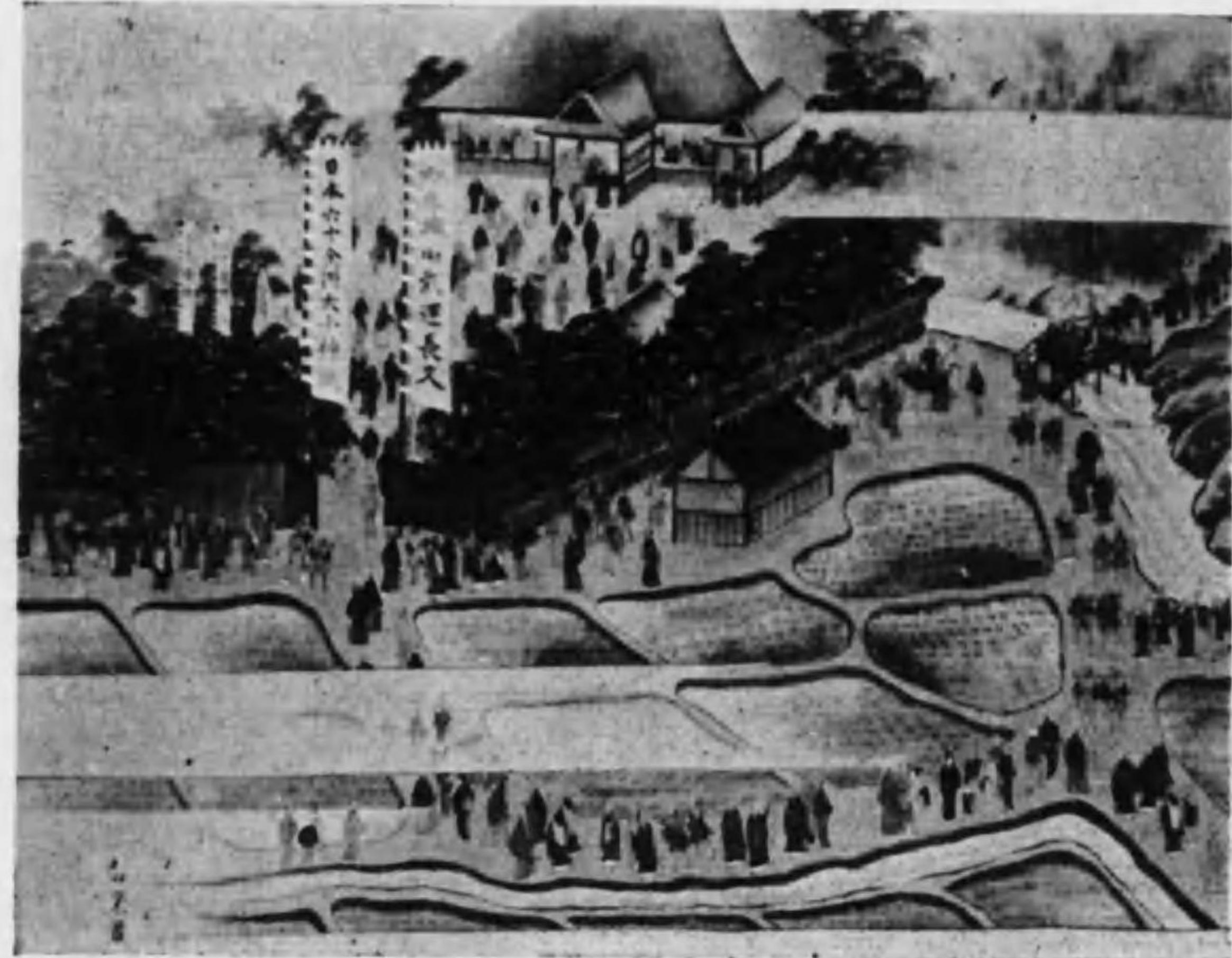
右七人、下野國日光山六峯にて道踏迷ひ大に難澁
せり。枯萱を手折りて松明を燈し、幾重ともなき
奇巖怪石を傳ひ、葛に取縋りて峯に登り、葛を曲
げて幽谷を越え其艱苦大望志願の身ならわば、到
底堪ふる所に非ず。

五月雨に袖をぬらし不便鳥



大登り三百四人は仙臺領にて差留られ、一旦國元に引返せるも、身命に代へし熱願默し難く、別れ／＼に忍びて江戸へ志しぬ。羽後鹽越より乗船越後路に出でし者多かりし中に、四十八人の一團は五月十八日より海中に漂ひ、烈風怒濤に會ひて難澁云ふ許なし、聲々に大願成就迄の御加護を祈念せるに、神佛の感應ありしにや、忽ち風波靜まり、二十一日越後國寢屋に着船、翌日瀬波より上陸して江戸に向ひたり。

⑬ 岩手山にて差止られし者鹽越
より海路越後に向ひ難澁の圖



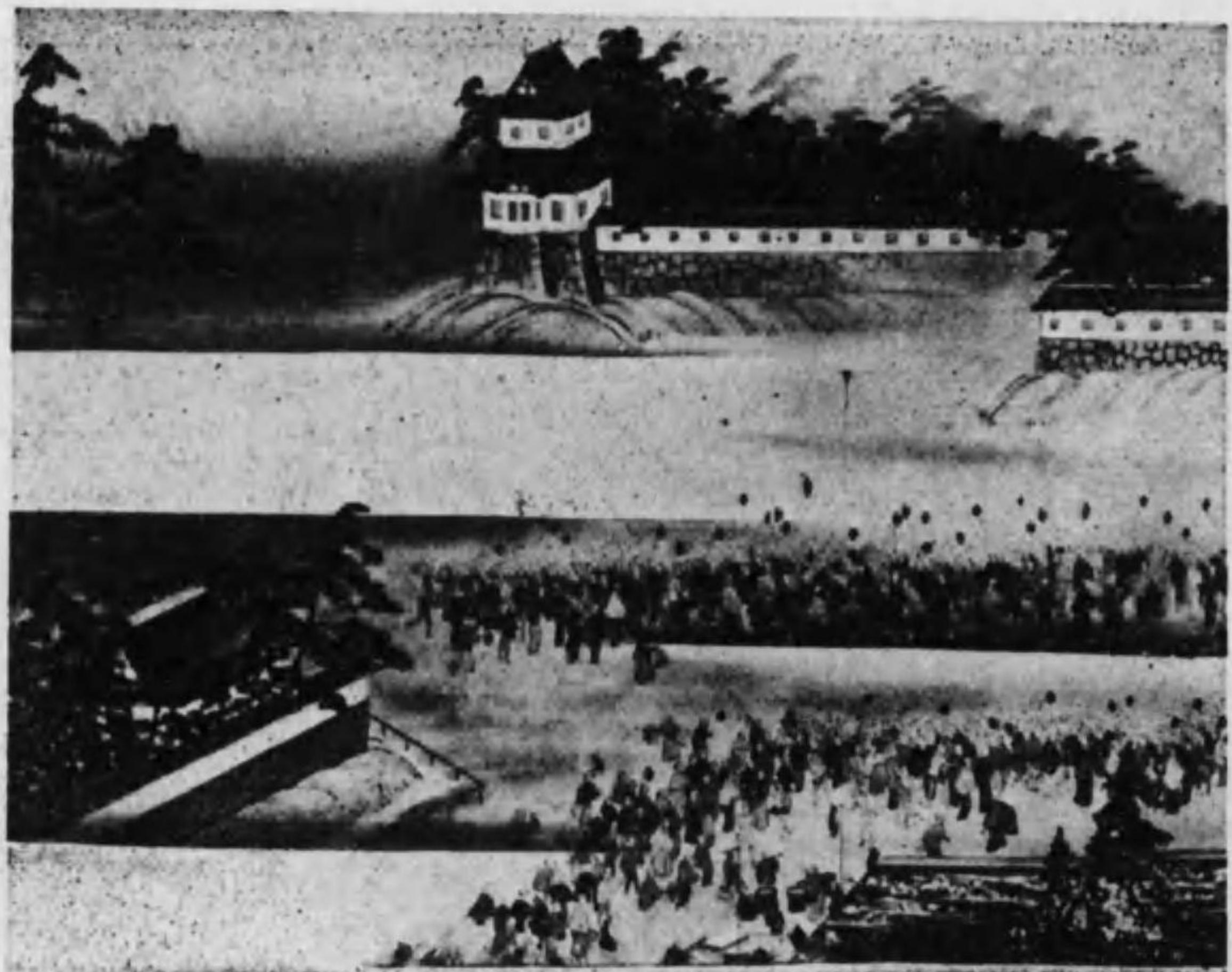
⑫ 第一回川北玉龍寺大祈禱の圖

五月十五日より三日間、玉龍寺門前に豫て用意の木綿三幅七尋の大幟

奉祈日本六十餘州大小神祇

御永城御武運長久國家安全

の一本建て、日々七座宛の大祈禱を行ふ。時分の鐘を打鳴すや否、夫々別宿に控居る遊佐中の總寺社、行列を整へ徐々と運び来る、鐘太鼓法螺の音は天にも轟く許なり。參詣の老若男女山内に充満し門外に至る迄尺寸の空地なきは、國君の御武徳いみじき所と人々皆大に感じ合ひ、御神酒及御神燈を獻するもの引きも切らず、翌日文隣和尙御守札を社寺方に獻ぜり。



⑪ 第二回玉龍寺大祈禱結願の未
明御永城の報達せる圖

七月十五日より三日間、先例の通惣寺社打寄り御永城大祈禱執行、十六日未明安否聞届の爲江戸登の者、板谷峠にて御早打興津彌傳治殿御下向に行逢ひ、八日町村長五郎一人引き返し興津殿の御筆にて御永城御達し寫し下されしを持參せり。其夜は明十七日御祈禱結願にて泊り番の世話方も大勢なりしが、餘りの嬉しさ大にも上らん心地して、誰一人物も言ひ得ず裸にて手を打ち、足拍子にて踊り舞ふ許なり。明くれば各地より參詣人雲集し境内を埋め近村迄市をなす。獻上神酒五升入五十二樽・前代未聞の賑なり。文隣和尚大悦の餘り百草の花さく秋になりにけり

御代萬歳といはふ諸人

⑫ 御永城の報鶴ヶ岡城下に達し
萬民歎びの圖

七月十六日夜六ツ時過ぎ、江戸表より御使番興津彌傳治殿の早追鶴ヶ岡城へ到着、御永城の臺命を傳へらる。清川、狩川、藤島は言ふも更なり、沿道の民歡喜の餘り急使に從ひ来る者雲霞の如し、一同高聲にお据り／＼と呼ばはり、丸裸となりて踊り狂ひつゝ急使に追隨ふ有様、制止すべくも非ず、悦びの餘り前後を忘れ、衣類は何方へ置きしや知らざるものあり、恐悦萬歳の聲々天地を震ひ撼かすとぞ覺えける。

十五夜の月見るけふそ雲はれて

文 哥（加茂屋）



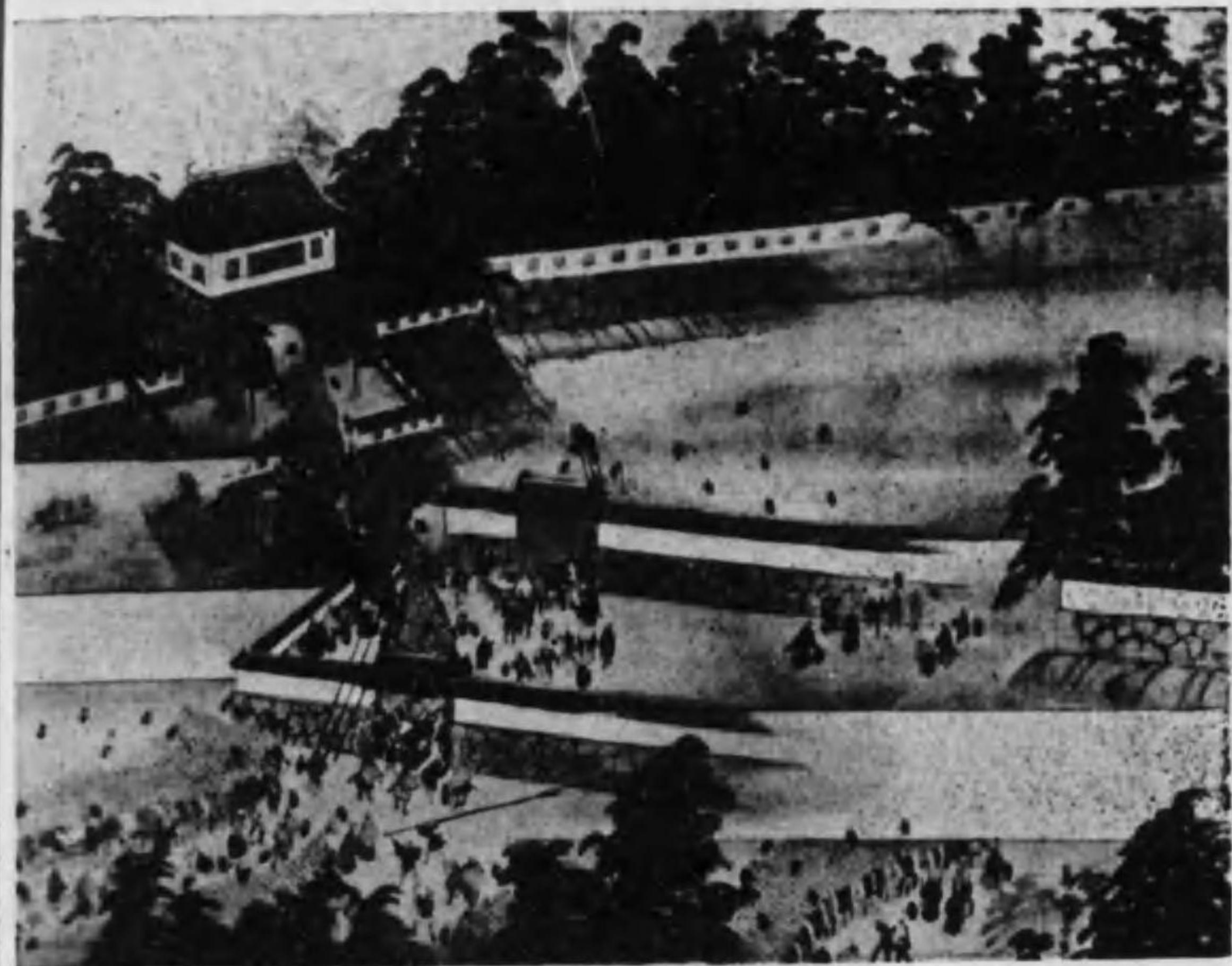
⑯ 御永城につき接待及び獻上品
取運びの圖

七日町旅館差立申合せ、七月十七日橋脇伽羅屋に於て往來の人々へ酒の接待せり、朝より夕方迄五升樽廿に及ぶ。

又山濱通郷中より恐悦のため御供餅獻上せり。

この前後、莊内八郷村々有志者より獻上の品々夥し。

七月十九日中川通押切長沼兩組より、御城内へ指上げたるは五重合計一石一斗五升の餅にして、昆布唐紙にて包み金銀水引にて結びて、白木の臺（指渡四尺三寸、高一尺二寸五分、足二枚）へ敷紙半紙にて獻上せり。



⑰ 御永城早追着の時荒町五右衛門接待の圖

御永城御達し到着の夜、荒町山王前小間物屋五右衛門方にては、早追に附添ひて道筋郷方より罷出し諸人に接待せんとて、酒五升樽十鏡を放し、柄杓を立てゝ店前に差出置し處、夥しき人數にて忽ち九樽をあけたり、鮓六束を煮て肴とし飯壹斗を焚出せり。百姓等御永城の悦びの上、右振舞にて皆々有頂天となり踊り狂ひて喜びけり。翌日より諸所にて盛に接待を行ふ。

兼子三折

鶴龜もゆたに遊はん萬代の
春は今年そ始なりける

(18) 馬町宮の下にて草鞋枇杷葉湯接待の圖



西郷組の本間辰之助、坂野邊新田佐藤唯右衛門
黒森村頭分兩三人申合せ、西郷一統にて七月二十
日より馬町宮の下小物忌神社前にて枇杷葉湯を振
舞ひ、外に一人に草鞋一足づゝ接待せり、往來市
をなし八月中旬迄振舞ひしとぞ。

又七月十七日より中川通一統荒川村川岸に小屋
掛けし、日々四五人宛肩衣かけて出で、仙臺、會
津、秋田、米澤、水戸等より湯殿山へ參詣の者の
爲、馬町同様草鞋枇杷葉湯の接待をなせり。

この總人數二千九百九十六人

この總經費參兩壹分貳朱と錢三百九十四文

(19) 鮑海郡の諸渡船場無料船渡の圖

鮑海郡にては仙臺より百姓歸國後、同地より鳥
海山湯殿山參詣の道者へは、左の渡船場にて渡錢
無料にて相渡すべき旨を定め、六月上旬よりこれ
を實施せり。

一、吹浦川 吹浦の渡 一、日向川 石辻の渡

一、日向川 與休の渡

七月十八日より八月八日迄會津、米澤、秋田、
水戸より參詣の道者にも同様無料の事。

山仕舞後、川北（鮑海郡）三郷より渡船場へ手
擬（手當）致候事。

尙川南（田川郡）の中川、西郷の如く、草鞋枇
杷葉湯をも接待せり。



◎ 生祠西郷組馬町酒井神社の圖



嘉永六年の春、西郷組の人々思ひ立ち、御國替の幕命到着當時の藩侯忠器公（歡喜院）を御在世中に祀り、名君の恩澤を永世に仰がんとて、相尾神社祠官居住の敷地内に一社を建立し、靈松殿と稱せしが、今は酒井神社といふ。年々九月十六日有志相集り祭典を行ふ、又袖浦村黒森にては天保十三年山王社（日枝神社）の境内に不動大妙王寶塔を建つ、不動大妙王は藩侯を意味し、其の左右に江戸登り義民七名の氏名、年齢を刻み置きたりしが、明治十四年其旗石を取つて之を祀り、御代美神社と稱する末社を創立せり。

次は嘉永三年、飽海郡稻川村江地の玉龍寺境内に、御座稻荷大明神の宮を建て、酒井侯累代の尊靈を祀る。

四、天保義民の行動と教育勅語

以下は繪畫に表はし難きものにて、本年教育勅語済發五十年にあたるを以て、各徳目に照らして其事績の大要を知らしむる事とせり。

一、爾臣民父母ニ孝ニ 酒井侯轉封の命下るや、數百の農民は、君國の爲めに身を捨て家を忘れ、阻止の運動を起し、遂に其至誠天に通じ、翌年七月十二日臺命の取消となり、其の誠忠永く世に傳へ祖先の遺風を顯彰し、父母の名を表せり。是れ孝の大なるものなり。

二、兄弟ニ友 鮑海郡遊佐郷江地村玉龍寺文隣和尚は、寺を同郡義民の會所とし、鶴ヶ岡七日町の弟加茂屋眞柄文二は田川郡の會所となり、轉封の事起るより南北相應じて、阻止運動の謀議に全力を盡したるものなり。

三月文隣は本間辰之助等四十餘人と江戸に登り、弟文二は國にありて運動資金の調達を謀れり。

三、夫婦相和シ 鶴ヶ岡の會所七日町加茂屋は旅館を營み、義民の宿泊食費を無料とし、約十ヶ月間取扱ひ、生計困難を來し、諸道具着類を賣却、又は質入とし、夏に至りても蚊帳さへなきに至るも、妻とめは更に厭ふ色なく夫を扶く。

四、朋友相信シ

一、京田通西郷組菱津村治右衛門は、三月二十一日太田備後守に歎願の時、御料大山村藤右衛門が名儀にして己が名を表はさず。藤右衛門は病身にて登ること能はず、錢別を本間辰之助に贈り、國にありて神社佛閣に御永城を祈願せし者なり。

二、西郷組宮野浦村佐助は六十二歳にて十一月一番登りの時、足痛みの爲道中數日連中に脊負はれて登れり。

三、加茂屋にては、先々よりの諸入用莫大の事故、難用飯米も差間居候節、六月十五日飽海郡五人の客の賄方に大に難澁の所へ、病人の爲に町醫深澤道順参られ候間、兼て内外共心安候へば、玉龍寺和尚の書面も内々見せ候て、差當り今日難澁の次第話候處、甚だ御尤至極貴殿の心中も兼て承知の事、幸ひ只今持ち當り一俵の飯米札あり、先づ是を以て間に合せ然るべしと、懷中より取り出し貸し呉れ候に付、右人數の賄も滞りなく相済大悦の趣話なり。六月下旬に相成右米札文二より返すべき旨申出候處、貴殿誠實を見御用立候事故、聊ながら中々申受候心更にこれなき旨強て申され、是非返済を申ても、再三の斷に據なく、其意に任せ候由、此日深澤參らすば如何せん、家財も盡き果て候節誠に當惑の折なりと。

五、恭儉己レヲ持シ

一、二月朔日酒田大濱へ打ち寄る人々へ、酒田川岸通より酒五十樽に肴少々相添へ、又臺町獵師町より酒三十樽を贈り候て申越候は、今日御一統御打ち寄の儀誠に感じ入り候。私共も同意の儀に付、一趣に相談致し申度候得共、支配違の儀にて、思ひながら罷り出で申さず候。今日は格別寒さも強く、さぞ御難儀にこれあるべく察入候。誠に心ばかりの寸志に候へども、御一同へ一盃づゝもたべられ候はゞ、寒さを凌がれ候様にと申候由。然所百姓共より返事申送り候は、御親切千萬忝仕合に存候。去ながら此度の打ち寄は、大切の儀を申合の爲打ち寄候儀に付、一同禁酒の事に申し合せ候、尤酒たべ候へば、大勢の内には心得違の者出來申間敷に之れなく候間、折角の所相破候も如何に候へども、此段相斷候趣申送り候由。

二、義民等は轉封取消の翌八月、起請文を作り、御永城となりしは全く君徳と神佛の加護によるものとし、聊も誇慢の心を起さず、愈々君國に盡し、不心得のなき様、神々に祈誓して血判せり。

六、博愛衆ニ及ホシ

一、六月二十六日齋藤隼之助早朝より玉龍寺會所に至り連中と申合、此節所々人氣不穩にて川越方にては御模様惡しきを幸、尙々惡評申しふらし、兎角江戸登り留主の家内を驚かし、如何とも制すべき様これなく、其上日數も既に六十日にも及ぶといへども歸國の模様もさだからず難澁の者折日々の暮方に困り居候様子、川越方は尙々夫幸惡評つのり、見聞するに忍び難く、依りて連中申し合せ、極難極窮の者共を取調べ家内人數に應じ救米を與へ度旨評議致候處、連中一同悦び熟談に至り、夫より追々呼出し救米を與へければ、組々難澁の者共は、初めて出國人を羨み、夫よりして人氣も直り、救米せしは今日初りにて日毎に及びぬ。

二、御永城につき、八郷と御料とに各米千俵宛の賑恤あり。西郷組黒森村は家數百軒、一軒に付一斗八升四合四勺づゝ配當あり。更に小成内の者等は、配當をうけし二石四斗一升八合四勺を、村方の極窮者十五軒へ分與せり。

三、鶴ヶ岡、酒田の兩町へは、錢一千貫文づゝの賑恤ありしが、是れが配當にあたり、鶴ヶ岡には極窮者へは、配當の外に錢三百文づゝを與へたり。

七、學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

一、西郷組菱津の治右衛門は生家野興屋にありし時居村の醫に就きて學び、藩校の司業多田宏盧先生其篤學を感じ藩醫の門に入らしめ、致道館に學び學業益々進む。

二、額面の説明書（一八）（一九）参照すべし。

三、歎願に出でし時厚遇をうけたる會津、仙臺へは御永城となるや直に飛脚を遣りて、其恩を謝せり。

四、仙臺へ居残り特に厚遇をうけし五人が、陸奥守の大患を聞くや、一同相談の上鳥海山並に靈社靈寺へ御平癒祈願をこめ御守護札を獻ぜり。

八、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

一、白崎五右衛門は天保二年町醫修行引立掛を命ぜられ醫書、醫術研究の爲め醫學所の必要を認め同四年町奉行に稟請して、抱地酒田荒町の内を無料提供し私費を投じ之を創立し、且施藥料とし

て金五拾兩を出して窮民施療の資に供せしむ。實に是れ今日の十全堂の始めなり。是れより同業者相集會して醫書を講究し、技術を練習して、醫學界に尠からざる裨益を與ふ。白崎は阻止運動につき佐藤藤佐と謀り、詐り川越侯に接し歎心を求め、大和守をして窮地に陥らしめんとせり。
二、額面の説明書（七）参照すべし。

九、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ夙テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

一、額面の説明書（五）参照すべし。

二、額面の説明書（三）参照すべし。

三、中川通長沼、押切の兩組の老人は、酒、煙草を禁じ、壯年の者は繩をなひ、草鞋を作り、女は蓮を織り、苧をうみ、兩組共貳參拾兩の獻金をなせり。

四、一家舉りて獻金せしは、中川通の杖突久之助は亭主參朱、女房錢三百文、伴同六百文、娶同三百文なり。

五、遊佐郷宮野内組、濱通八ヶ村鱈網納屋共は、十ヶ年以前より御國恩寸志と認め候箱一つ宛相渡候得共、不猶續きて、一兩二步二朱錢六貫五百五十三文を獻上せり。

六、尙此濱通は、漁船百三十艘を以て酒田港より越後新潟港まで、寸志御荷物運送方奉願せり。

七、轉封の命をうけし後、天保十一年十一月二十二日の江戸に向つて出發せし西郷組の一番登りを始として七回に亘り其訴願せし所は

大老井伊掃部頭へ三回、同土井大炊頭へ二回、老中水野越前守と同太田備前守へ五回づゝ、同堀田備中守へ三回、同間部下總守と同井上河内守、同脇坂中務大輔等各一回、若年寄、大目付其他へ十二回に及び、上野執當龍王院へ一回、其他護國院、功德院等に及ぶ。

又他藩には水戸、會津に各二回、仙臺、米澤、秋田に各一回づゝ歎願し、其志望を遂げし者百數十人、途中差押へられたる者數百人に及べり。額面の説明書（四）（八）（一三）参照すべし。

八、佐藤藤佐は飽海郡升川村の人なり。年十九にして江戸に登り、艱難を嘗め忍耐以て事に當り、經濟の才に富み、名門に出入して矢部駿河守定謙の知遇を得、大に酒井公の轉封を憤慨せり。天保十二年駿河守江戸町奉行となるや、藤佐大に嘉ぶ。此時に當り屢庄内の百姓都下に潜伏し、禁を犯して闇老に訴ふ。事藤佐に關せしかば、老中水野越前守は、矢部駿河守をして藤佐父子を法廷に引致して糾明せしむ。時に藤佐齡已に六十を超ゆるも剛直不屈の精神を以て、侃々諤々當路の失態を述べ極力轉封の非を痛論し、駿河守も藤佐の至誠に出でしを慮り、口供書を取り、之を臺閣列座の中に朗讀し越前守をして顏色ながらしむ。是に於て幕府藤佐の訊問を停め越前守の登城を止め再議に附し、七月十二日上の思召てふ事を以て、酒井侯をして本領安堵せしむ。越前守は轉封の計畫ならざるを以て深く駿河守を恨み、事に托して伊勢桑名に禁錮せしむ。駿河守憤情措く所を知らず、病めども醫薬を退け斷食を以て絶命せり。藤佐遺族を扶助し、再興に奔走して弘化二年養子召出さるゝに至れり。

九、天保十二年三月三日、西郷組菱津村治右衛門全延が歎願に出立の際述懐に

朝に故郷を出づ菱水の隈 恵風吹き起りて亂雲開く

紅花看る看る驛亭に満ちて綻び 黄鳥行く行く征客を追ふて来る

精意忠を懷いて鐵石の如く 卑身義に依りて塵埃に似たり

東都こゝ去りて一千里 訴狀を呈せずば終に回らず



五、莊内天保義 民塔記

莊内藩主酒井忠器公が、天保十一年十一月、故なく越後長岡へ轉封を命ぜられ、後任は武藏川越松平大和守なるを知るや、二百餘年鴻恩に浴せる領民は大に憤慨し、相携へて所々に集合し善後策を講じ、又神佛に祈願を凝らし、艱難

を嘗め身命を賭し、幕府要路の人々と隣藩とへ盛に阻止運動を起し其至誠天を動かし、遂に翌年七月十二日前例なき幕命の取消となり、御永城となるに至る。此時より今年皇紀二千六百年は恰も百年に當れり。而して八百餘人の義民の中には子孫斷絶し、又は他郷に移住して墳墓を弔ふなき者多きを歎じ移、義民の名と所とを一石毎に書き、又般若心經を一字一石に書き、更に義民墳墓の苔を集め是を臺石の下に埋め、從三位伯爵酒井忠良公が表題を書き給ひし碑を樹て、英靈を慰むるものあり。

抑義學の發端地は實に西郷組にして、同地の善寶寺は天下に聞ゆる名刹なれば、義民の冥福を祈ると共に宣傳に適す。特に三十一世觀了大和尚は、當時鶴ヶ岡に住職中にて、玉龍寺文麟等七ヶ寺と江戸に登り上野龍王院執當に歎願し、又義民の主魁者本間辰之助、並に太田備後守及び仙臺藩侯に歎願し、居残五人の一人なる佐藤唯右衛門の如きは、皆本寺の旦那たる縁故あり。時偶千古未曾有の時局に際し、我が國體の精華を實現せる比類なき美蹟を永遠に傳へんと欲し、茲に記念の塔を樹て赤穂義士の泉岳寺に於けるが如く、我が莊内義民の靈場に於ても香煙絶ゆるなく、大日本帝國民の景慕的たらしめん事を希望して止まざる所なり。

昭和十五年秋

清野鐵臣誌

昭和十七年七月五日印刷

(莊内天保義民の面影)

昭和十七年七月拾日發行

(定價金五拾錢)

山形縣西田川郡溫海町大字演溫海戊五五五

編輯兼發行者 清野鐵臣

山形縣鶴岡市三日町四九番地

印 刷 人 芳賀鐵太郎

山形縣鶴岡市馬場町甲三番地

印刷所(東形一三四)鶴岡印刷株式會社

山形縣西田川郡西郷村大字下川

發行所 龍寶寺內華會



終

